





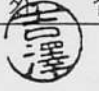



主管	食とアートの廻廊実行委員会事務局			分類記号	
起案者	担当	事務局次長	事務局長	実行委員(企画財政課長)	副実行委員長((教育長)
橋井 弘治					
合議	課外合議			公開・一部公開・非公開	
 	副市長			一部公開・の部分理由	個人情報のため
	総務部長			公開可能時期	
				保存	永・10・5・2
				起案	27. 12. 15
				決裁	27. 12. 15
				施行	27. 12. 15
あて先				発信者名	
件名	基本計画策定業務委託契約の締結について (伺い)				
<p>このことについて、(株)アートフロントギャラリーに対して仕様書に基づき見積りを依頼したところ、予算額の範囲内で見積書が提出されましたので、別添により業務委託契約を締結することとしたいがよろしいでしょうか。</p> <p>・委託金額 500万円</p> <p>・随意契約とする理由</p> <p>(株)アートフロントギャラリーは、当市の状況を周知しており、当市に相応しい芸術祭の開催計画を策定できる事業者である。同社は芸術文化において専門的な知識を有し、全国で同様な業務実績を持つとともに、当市の状況について熟知していることから同社と契約することが最適である。</p> <p>参考とする条文 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を参考)</p>					

平成27年度国際芸術祭「信濃大町 食とアートの廻廊」基本計画策定業務委託契約書

委託者 信濃大町食とアートの廻廊実行委員会（以下「甲」という。）と受託者 株式会社アートフロントギャラリー（以下「乙」という。）とは、平成27年度国際芸術祭「信濃大町 食とアートの廻廊」基本計画策定業務の委託に関し、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、各々対等な立場における合意に基づいて、法令を遵守し、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 名称 平成27年度国際芸術祭「信濃大町 食とアートの廻廊」基本計画策定業務
- (2) 内容 別添「平成27年度国際芸術祭「信濃大町 食とアートの廻廊」基本計画策定業務委託仕様書」のとおり

（委託期間）

第3条 委託期間は、平成27年 月 日から平成28年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、5,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額 370,370円）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、甲の承認を受けなければ第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾をえたときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、この契約の履行について、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、乙が、書面をもって甲に申請し、甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。  
2 乙は、前項ただし書の規定により、業務の一部を第三者に再委託するときは、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

（実地調査等）

第8条 甲は、業務の実施状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地に調査し、乙に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は乙に対し必要な指示をすることができる。